

令和3年1月20日
市民環境常任委員会資料
産業地域振興部産業振興課

中小企業等感染防止対策強化支援補助金事業について

市内の中小企業・小規模事業者が実施する新型コロナウイルス感染症への対策強化や、業務改善・売上向上の取組を支援するため実施しております、「中小企業等感染対策強化支援補助金」事業について、ご報告いたします。

記

1. 事業の概要

実施主体	宇治商工会議所
対象者	中小企業・小規模事業者
補助率	2/3
補助上限	10万円
補助対象期間	令和2年12月1日（遡及適用）～令和3年3月15日
申請期間	令和3年1月15日～令和3年3月16日
対象事業	冬場の感染症対策として実施する換気設備、暖房設備の設置等をはじめとする、今後の感染症対策にもつながる取組等
対象者	市内に主たる事業所等を有する事業者
申請方法	宇治商工会議所に郵送又は持参
その他要件	・減収要件なし ・消耗品（マスク、消毒液等）は対象外

2. 予算額 62,000千円

【内訳】事業費：10万円×600件＝60,000千円

事務費：60,000千円×3%≒2,000千円

3. 周知・広報

- ・宇治NEXTのHP、フェイスブック、メーリングリストにて配信
- ・2月1日（月） 会議所報・市政だよりに掲載

宇治市 中小企業等感染防止対策強化支援補助金 募集要項

宇治市と宇治商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響によって厳しい経営環境にある小規模事業者・中小企業等の皆様が実施される、感染防止対策強化や、業務改善・売上向上に対する取組（事業）を支援します。

申込受付期間

- ※ 最終日の窓口受付終了時刻は17時00分までとなります。
- ※ 郵送でのお申込は3月16日の締切日当日消印有効となります。

令和3年1月15日（金）から令和3年3月16日（火）

補助対象期間

- ※ 「事業着手（発注）日～経費支払を含む事業完了日」が下記に該当すること
- ※ 「申込受付期間」にご留意ください。

令和2年12月1日（火）から令和3年3月15日（月）

補助率・補助額

- ※ 交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

補助率 3分の2 / 補助上限額 10万円

補助対象事業

- ※ 詳しくは「募集要項」および「よくあるご質問」をご覧ください

- ① 冬場の新型コロナウイルス感染防止対策強化にかかる取組
（※本補助金では、マスク・消毒液等の「消耗品」は補助対象外となります。）
- ② 業務改善・売上向上を図る、新たな工夫を凝らした取組

【問合せ・申込窓口】※ 申請書のご提出は窓口または郵送受付

宇治商工会議所

- 住所：〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶 45-13
- TEL：0774-23-3101 ■ FAX：0774-24-6930
- e-mail：hojo2@ujicci.or.jp
- 受付時間：9時～12時、13時～17時30分（土・日・祝日を除く）



【申請様式はこちらから】

■ 補助対象者について

宇治市内に主たる事業所等を有する小規模企業者・中小企業等。

(1) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるもの

(2) 小規模企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める「小規模企業者」

(3) 商店街団体および中小企業を構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体が中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行う事業実行委員会等（※詳細はお問い合わせください。）

〔中小企業基本法に定める中小企業の範囲〕

業種	中小企業 ※下記のいずれかに該当		小規模企業者
	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下	20人以下
卸売業	100人以下	1億円以下	5人以下
小売業	50人以下	5,000万円以下	5人以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下	5人以下

※個人事業主も含まれます。

〔申請者地域および事業実施場所にかかる補助対象判断〕

	【法人】登記地 【個人】居住地	店舗の場所	補助対象判断
	法人	宇治市内	
	宇治市外	宇治市内	○（市外店舗に関連する取組含め対象） △（市内店舗に関連する取組のみ対象）
個人	宇治市内	市内または市外	○（市外店舗に関連する取組含め対象） △（市内店舗に関連する取組のみ対象）
	宇治市外	宇治市内	○（市外店舗に関連する取組含め対象） △（市内店舗に関連する取組のみ対象）

【補助の対象とならない方々】

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店など）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- ・社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、NPO法人等
- ・みなし大企業（大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社）と認められる者
- ・京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等

■ 申請の流れ

ステップ1：「募集要項」および「よくあるご質問」をご覧の上、申請対象となるかご確認ください。

※ 上記をご確認の上、ご不明点がある場合は、宇治商工会議所までお気軽にお問い合わせください。

※ お電話の混雑も予想されますので、メールでのお問合せもご利用をお願いいたします。

ステップ2：事業終了後、「提出書類」をそろえて、窓口又はご郵送にて補助金を申請してください。

※ 郵送申請の場合は不着を防ぐため、配達記録の残る方法でご郵送ください。

留意事項

本補助金は申請受付順に個別審査いたします。そのため交付額が予算に達した場合は、早期に募集終了する場合があります。終了時は宇治商工会議所ウェブサイト「新着情報」(ujicci.or.jp)にて速やかにお知らせいたしますので、事前にご確認ください。

■ 補助対象取組（事業）および補助対象経費について

新型コロナウイルス感染防止対策強化に関する取組や業務改善・売上向上を図る取組をはじめ、事業継続に繋がる取組（事業）が申請対象となります。

補助対象となる経費は、令和2年12月1日以降に着手（契約・発注）した申請事業に必要な経費（消費税抜き）で、令和2年12月1日から令和3年3月15日までに請求・支払い行為が完了するものです。（※展示会等への出展の場合は「申込日」のみ上記期間より遡ることが可）

重要

- ① 本補助金では、マスク・消毒液などの衛生用消耗品、テイクアウト用資材は補助対象外です。
- ② 申請者自身で制作するためのアクリル資材・材木・ガーゼなどの原材料品は補助対象外です。
※パーテーション(製品)や抗菌コーティング施工等、本事業のみの使用が明瞭な取引は対象。

[補助対象経費の具体例] ※募集要項をご覧の上、ご不明点があればお気軽にお問い合わせください。

◆ 新型コロナウイルス感染症のさらなる対策強化に関する取組に係る経費

- ・ WEB 会議をはじめ、テレワークの実施に係るソフトウェア等の導入経費
- ・ 感染防止対策に係る換気設備・空気清浄機・加湿器・扇風機等の設置・増強に係る経費
- ・ 冬場の換気に伴う環境整備を図る暖房器具（エアコン・ヒーター等）の購入経費
- ・ 非接触型検温器やキャッシュレス決済の導入など感染リスクの低減に係る経費

◆ 売上向上や販路開拓に向けた取組に係る経費

- ・ インターネット販売の強化に要する、ホームページ作成や WEB 広告等に係る経費
- ・ ケータリングやテイクアウト事業の販路開拓に伴う、保冷車や製造機器等の購入経費
- ・ 売上回復を図る、のぼり旗等の作成や店舗改装に係る経費
- ・ 新たな工夫を凝らした販促用チラシ制作や新聞折込、ポスティングに係る経費
- ・ イベント粗品に係る経費（※華美なものを除く。企業 PR 掲載物など適切な品に限る）

◆ 業務改善や固定経費削減につながる取組に係る経費

- ・ 作業効率を向上させる機器等の導入や省エネ効果のある設備等への更新に係る経費

※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

[補助対象外経費]

自社内部の取引によるもの、名刺や文房具その他事務用品等の消耗品代（例：インクカートリッジ、用紙、封筒代、USB メモリなど）、単なる取替え更新や廃棄・修繕であって効果向上に該当しない費用、免許・特許等の取得・登録費、講習会・セミナー研修参加費、求人広告、試供品（販売用商品と同規格の場合）、人件費・家賃・電話代・光熱水費等の固定経費、商品券・金券の購入、仕入れに係る経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産取得費、官公署に支払う手数料等、振込・代引き・決済手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、相殺決済、各種保証・保険料、発注先が事業収入等の申告をしない一般個人との取引、補助事業期間外の広告掲載、フランチャイズまたそれに相当する本部との取引等。その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

重要

本補助金は事業終了後に領収書の写し等を添えて申し込んでいただく事後申請型です。よくある補助対象外経費の例、クレジットカードや手形・小切手払い、社員の立替による支払いの際のご留意点などに関しては、「よくあるご質問」を予めご覧ください。

■ 提出書類

不足書類がありますと受付が出来かねてしまうため、提出もれがないようご確認ください。
お手数ですが、コピーや事業成果物の写真等の写しは、「A4 用紙」に揃えてご提出ください

	<p>① 宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金 交付申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する全ての項目をご記入ください。（メールアドレス欄のみ、保有していない方は省略可） ・法人は法人丸印、個人事業主は代表個人印をご押印ください
	<p>② 領収書の写し（※ コピーや写真等はまとめて A4 用紙に貼付又は印刷願います）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費の明細が記載された領収書又はレシート （明細の記載がないものは、請求書等経費の明細が分かる資料を添付してください。） ・領収書の宛名が申請者名義となっていることを基本とします。 ・但書に商品名が明記されているものがが必要です。 ・インターネット注文で上記がない場合、「注文メール等」「その宛名や支払先、購入額との一致が確認できる振込明細書」の写しが必要です。
	<p>③ 実施した事業経費の成果物の写真等（※まとめて A4 用紙に貼付又は印刷願います）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗やオフィスへの設備導入や、広告宣伝を行った場合は事業を実施したことが分かる写真等 ・写真が複数の場合、A4 用紙にまとめて貼付け、どの経費の成果物が分かるよう補記ください
	<p>④ 実際に営業していることが分かる資料（以下のいずれか 1 つの写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書の「第一表」（法人の場合、別表 1） （電子申告の場合、「メール詳細」の写しも提出ください） ・納税証明書（事業所得額の明記されたもの） ・（団体申請の場合のみ）定款 <p>※1 度も確定申告を迎えていない方は、開業届と営業実態のわかる資料の写しを提出ください</p>

■ 補助金の支払について

- ・申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、補助金の交付を決定するとともに額の確定を行い、通知文を郵送するとともに指定口座に確定した額を振り込みます。
- ・申請が集中する場合を含め、交付の決定等や通知、額の確定後の振り込みには、一定の期間を頂戴しますのでご了承ください。
- ・審査の結果、補助対象外経費が含まれていた場合など、申請金額を減額することがあります。また、提出の明細では実施根拠として乏しい場合、追加の資料を求める場合があります。
- ・補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- ・補助金の交付後に、申請書類の不正やその他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

【補助金の重複利用に関するご注意事項】

本補助金では、同一の補助事業（取組）に対して、国や府、その他市が助成（左記以外の機関が、京都府・宇治市から受けた補助金等により実施する場合を含む）する、他の制度（補助金、委託費）と重複する場合は、申請対象となりません。

宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金 よくあるご質問

■ 補助金の申請について

Q1	誰がこの補助金の対象となりますか。
A1	<p>宇治市内で事業を行う中小企業等（個人事業主を含む）が対象となります。</p> <p>中小企業等には、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商店街（任意団体）、LLP、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、生活衛生同業組合、消費生活協同組合等を含みます。</p> <p>※ 病院（法人）、特定非営利活動法人（NPO 法人）は対象外となります。</p>
Q2	今回実施する事業内容で、他の国・府・市の補助にも応募したいのですが可能ですか。
A2	<p>今回実施する事業と同じ内容（領収書）で、国や府、その他市町村の補助金と重複して申請することはできません。</p>
Q3	ウェブサイト以外では、申請書はどこに行けば受け取れますか。
A3	<p>宇治市産業会館の、宇治商工会議所（2F）、宇治市産業振興課（3F）で入手ください。</p>
Q4	説明を聴きながら申請書を作成したいのですが、どこに行けばいいですか。
A4	<p>募集要項に記載の問合せ窓口（宇治商工会議所）になります。</p> <p>ただし、混雑や長時間のお待たせを回避するため、まずは「募集要項」や「様式記入例」をご覧ください。ご不明点がある場合は、メールでのお問合せ、お電話でのお問合せの順にご優先ください。</p>
Q5	事業を始めたばかりですが、補助対象となりますか。
A5	<p>最近営業を開始された事業者の方も補助対象です。開業届および経理関係資料など（例：仕入・外注先請求書、直近の台帳）の写しで、営業実態のわかる資料を提出してください。</p>
Q6	本社は京都市ですが、宇治に店舗（支店登記なし）があります。補助対象になりますか。
A6	<p>宇治市内の店舗に関する取組経費のみ対象となります。</p>
Q7	5店舗を展開していますが、店舗それぞれに申請ができますか。
A7	<p>同一の個人事業主および法人につき1申請です。従業員数の要件も同様の計算になります。</p>

■ 補助金対象経費について

Q8	スマートフォンは補助対象になりますか。
A8	スマートフォンは汎用性があり、補助目的以外にも使用できるため対象外です。
Q9	パソコン、タブレットは補助対象になりますか。
A9	パソコン、タブレットは汎用性があり、補助目的以外にも使用できるため対象外です。 但し、本補助金の趣旨に合致した取組（事業）に限定して使用するためのものであり、「実施した事業経費の成果物の写真等」により、 <u>限定して使用することが確認できるものは対象とします。</u> 例：WEB 会議の導入、インターネット販売や動画配信サービス配信事業等の開始・強化、従業員のテレワークやキャッシュレス決済の推進、広告物等の編集専用の高機能パソコン
Q10	自宅兼事務所の共用部分に感染症予防のための機器設置や改装を行うことは対象ですか。
A10	自宅兼事務所の場合、事務所専用として使用している部分への機器設置や改修工事は対象となりますが、自宅と共用している部分への経費は本補助金では対象外です。居住用と一体化した玄関や廊下など、自宅の一室等で事業を行っている事業者はご注意ください。
Q11	リース代は対象になりますか。
A11	契約日・支払完了日が補助対象期間内である場合、事業実施期間のリース代が対象です。 補助対象期間を超えるリース契約の場合、日割計算により対象経費を算出してください。
Q12	「フランチャイズまたはそれに相当する本部との取引」とはどのような場合ですか。
A12	ロイヤリティの発生や、取扱い商品・サービス等に対して本部の指定された製品や原料等を用いる制限を受けることで屋号にそのブランドの使用を認められる等の関係がある本部との取引です。
Q13	チラシや DM の郵送費・切手代は対象になりますか。
A13	郵送費のみの申請の場合、郵送詳細内容が領収書に明記されない場合があります。 DM 外注印刷の根拠提出など使用部数が補助金執行の適正性を確保できるものは対象です。

■ 経費の支払い方法について

Q14	手形・小切手の支払でも認められますか。その場合、どのような資料が必要ですか。
Q14	補助対象期間内に引き落としされていることが必要です。領収書に加え、前述の日までに引き落としされたことを証する当座勘定照合表の写しなどを提出してください。
Q15	クレジットカード払いや、申請者と異なる者の立替払いの際は、どのような資料が必要ですか。
Q15	原則、補助金はクレジットカード払いの場合、対象期間中の引き落としが確認できる根拠の提出が必要ですが、本補助金は募集および事業期間を勘案し、購入先の領収書のみで可とします。 （※ クレジットカード払いの場合、一定期間経過後に追加根拠資料を求める場合があります。） また、申請者と異なる者が立替払いを行う場合は、補助対象期間中に立替払いの清算が行われた領収書等が必要です。但し、本補助金においては、個人事業主の専従者、法人の代表者および役員による立替払いに限り、納品先住所や役員一覧の確認にて代用できるものとします。

令和 3年 月 日

宇治商工会議所
会頭 山仲 修矢 様

申請者住所
法人名又は屋号
代表者の職・氏名 印

宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金
交付申請書

宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金 交付申請書「8 誓約事項」に誓約の上、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 _____ 円 (1,000 円未満切捨て)

2 事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 補助対象事業の内容 (※感染防止対策強化や売上向上等、取組み内容を簡潔に記載ください)

--

4 事業経費 (※消費税を抜いた額を換算し記入すること、書ききれない場合は別紙にご記入ください)

項目	単価	数量	金額 (消費税抜き)			
1				円		
2				円		
3				円		
4				円		
5				円		
6				円		
A. 事業経費合計 (上記、事業経費の合計)				円		
B. Aの金額×2/3 (小数点以下切捨て)				円		
C. 交付申請額 (Bと10万円のいずれか少ない方。千円未満切捨て)			0	0	0	円

5 申請者情報（ご住所は部屋番号まで正確にご記入ください）

企業名または屋号			
代表者名		電話番号	
業種	業	資本金 ※法人のみ	円
創業（設立）年月日	年 月 日	従業員数	人
【法人】本社ご住所 【個人】自宅ご住所	〒		
担当者名		担当者連絡先	
メールアドレス	@		

6 事業実施場所（事業を行う事業所所在地が上記と異なる場合のみ、その事業所、営業所、店舗を記載）

営業所名・店舗名	
ご住所 ※補助対象要件の確認用	〒

7 支払口座情報（法人は法人口座、個人事業主は代表者口座を、正確にご記入ください）

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義			
口座名義フリガナ			

※支店名・口座名義など、移転や統合その他による誤記載が多く発生していますので充分にご注意ください

8 誓約事項（申請には下記の事項への誓約が必要です。必ずご一読ください。）

<ul style="list-style-type: none"> ・宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金募集要項に定める事項をいずれも遵守することを誓約します。 ・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。 ・宇治市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。 ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。 ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。
--

ご記入不要（宇治商工会議所使用枠）		
受付日：令和 3 年 月 日	受付番号： 番	(確認印)

記入例①

令和 3年 2月 5日

宇治商工会議所
会頭 山仲 修矢 様

申請者住所 宇治市●●××
法人名又は屋号 ●●××工務店
代表者の職・氏名 代表 宇治 太郎 印

宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金 交付申請書

宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金 交付申請書「8 誓約事項」に誓約の上、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 100,000 円 (1,000 円未満切捨て)

2 事業実施期間 令和 2年 12月 1日 ~ 令和 3年 1月 31日

注文日から支払完了日を記入。(前払いの場合は取組み完了日を記載)

3 補助対象事業の内容 (※感染防止対策強化や売上向上等、取組み内容を簡潔に記載ください)

感染症対策および省エネ化を目的に、店舗に暖房器具 (エアコン) を導入しました。
合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減少に歯止めをかけるため、リフォーム工事に特化した販促チラシを制作し、1月に従業員によるポスティング配布を実施しました。

4 事業経費 (※消費税を抜いた額を換算し記入すること、書ききれない場合は別紙にご記入ください)

項目	単価	数量	金額 (消費税抜き)	
1 販促チラシ デザイン外注費	20,000	一式	20,000	円
2 販促チラシ 印刷外注費	20,000	2500部	20,000	円
3 省エネ型エアコンの購入・取替設置	118,182	1台	118,182	円
◆領収書が税込額のみの場合の算出例) エアコン購入・取替設置代が税込 13万円の場合				円
①130000÷110%=118181.8181...円 ②118181×110%=129999.1円				円
③118182×110%=130000.2円 ④少数点以下切捨て税込 13万円となる③の税抜額を記載				円
A. 事業経費合計 (上記、事業経費の合計)			158,182	円
B. Aの金額×2/3 (小数点以下切捨て)			105,454	円
C. 交付申請額 (Bと10万円のいずれか少ない方。千円未満切捨て)			100000	円

記入例①（裏面）

5 申請者情報（ご住所は部屋番号まで正確にご記入ください）

企業名または屋号	●●××工務店		
代表者名	宇治 太郎	電話番号	0774-●●-××△△
業種	建設業（新築・リフォーム）	資本金 ※法人のみ	（個人事業主）
創業（設立）年月日	平成 2年 6月 1日	従業員数	5 人
【法人】本社ご住所 【個人】自宅ご住所	〒611-0021 宇治市●●×× △△マンション 1-601		
担当者名	宇治 次郎	担当者連絡先	0774-●●-××△△
メールアドレス	●●××@▲▲.gmail.com		

6 事業実施場所（事業を行う事業所所在地が上記と異なる場合のみ、その事業所、営業所、店舗を記載）

営業所名・店舗名	●●××工務店（リフォームショップ ●●××）		
ご住所 ※補助対象要件の確認用	〒●●●-×××× 宇治市■●××△△	←	「5 申請者情報」と異なる場合のみご記入ください。（同一の場合は記入不要）

7 支払口座情報（法人は法人口座、個人事業主は代表者口座を、正確にご記入ください）

金融機関名	●●銀行	支店名	△△支店
口座種別	普通	口座番号	●●××△△
口座名義	宇治 太郎		
口座名義フリガナ	ウジ タロウ		

※支店名・口座名義など、移転や統合その他による誤記載が多く発生していますので充分にご注意ください

8 誓約事項（申請には下記の事項への誓約が必要です。必ずご一読ください。）

- ・宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金募集要項に定める事項をいずれも遵守することを誓約します。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・宇治市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

ご記入不要（宇治商工会議所使用枠）		
受付日：令和 3年 月 日	受付番号： 番	(確認印)

記入例②

令和 3年 2月 5日

宇治商工会議所
会頭 山仲 修矢 様

申請者住所 宇治市●●××
法人名又は屋号 株式会社●●××
代表者の職・氏名 代表取締役 宇治 一郎 印

宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金 交付申請書

宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金 交付申請書「8 誓約事項」に誓約の上、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 61,000 円 (1,000 円未満切捨て)

2 事業実施期間 令和 3年 1月 20日 ~ 令和 3年 1月 29日

注文日から支払完了日を記入。(前払いの場合は取組み完了日を記載)

3 補助対象事業の内容 (※感染防止対策強化や売上向上等、取組み内容を簡潔に記載ください)

感染防止対策として店舗入口や窓を常に開け換気する中、冬季でありお客様や従業員にとって非常に寒さが厳しい状況です。今回、その店内環境整備のため、お客様スペースおよび従業員専用スペースに、電気ヒーターと電気カーペットを導入しました。

4 事業経費 (※消費税を抜いた額を換算し記入すること、書ききれない場合は別紙にご記入ください)

	項目	単価	数量	金額 (消費税抜き)	
1	店舗用 電気ヒーター	20,000	3 台	60,000	円
2	店舗用 電気カーペット	16,000	2 点	32,000	円
3					円
◆ 「C.交付申請額」の計算例 ①経費合計が「92,000 円」 ②「92,000 円×2/3 補助率=61,333.33...円 (小数点以下切捨て) ③補助上限額の 10 万円と算出した 61,333 円の、少ない方の額を千円未満切捨てし「61,000 円」					円
A. 事業経費合計 (上記、事業経費の合計)				92,000	円
B. Aの金額×2/3 (小数点以下切捨て)				61,333	円
C. 交付申請額 (Bと10万円のいずれか少ない方。千円未満切捨て)				61,000	円

記入例②（裏面）

5 申請者情報（ご住所は部屋番号まで正確にご記入ください）

企業名または屋号	株式会社●●××		
代表者名	宇治 一郎	電話番号	0774-●●-××△△
業種	サービス業（写真店）	資本金 ※法人のみ	1000万円
創業（設立）年月日	平成 15年 6月 1日	従業員数	5 人
【法人】本社ご住所 【個人】自宅ご住所	〒611-0021 宇治市●●×× △△		
担当者名	宇治 一郎	担当者連絡先	0774-●●-××△△
メールアドレス	●●××@▲▲.gmail.com		

6 事業実施場所（事業を行う事業所所在地が上記と異なる場合のみ、その事業所、営業所、店舗を記載）

営業所名・店舗名	フォトスタジオ ●●××		
ご住所 ※補助対象要件の確認用	〒●●●-×××× 宇治市■●××△△	← 「5 申請者情報」と異なる場合のみご記入ください。（同一の場合は記入不要）	

7 支払口座情報（法人は法人口座、個人事業主は代表者口座を、正確にご記入ください）

金融機関名	●●信用金庫	支店名	△△支店
口座種別	普通	口座番号	●●××△△
口座名義	株式会社●●×× 代表取締役 宇治 一郎		
口座名義フリガナ	カ) ●●×× ダイヒョウトリシマリヤク ウジ イチロウ		

※支店名・口座名義など、移転や統合その他による誤記載が多く発生していますので充分にご注意ください

8 誓約事項（申請には下記の事項への誓約が必要です。必ずご一読ください。）

- ・宇治市中小企業等感染防止対策強化支援補助金募集要項に定める事項をいずれも遵守することを誓約します。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・宇治市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

ご記入不要（宇治商工会議所使用枠）		
受付日：令和 3年 月 日	受付番号： 番	(確認印)